

社会的養護関係施設における質の向上

施設運営の質を向上させるため、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、2012（平成24）年度には、社会的養護の施設における第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

また、2014（平成26）年度には、社会的養護関係施設での第三者評価が効果的に行えるよう、評価基準の見直しを行った。

さらに、2015（平成27）年度予算には、虐待を受けた子供等をより家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行ったところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

2017（平成29）年度予算には、民間の児童養護施設職員等の人材確保と処遇改善を図るため、2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子供への夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施している。

（障害のある子供等への支援）

共生社会の実現

障害のある子供への支援に関して、障害者に関する最も基本的な法律である「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限りその身近な場所において療育等の支援を受けられるようにすることなどが規定されている。

また、政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づく障害者基本計画に沿った施策の総合的かつ計画的な推進

を図っているが、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間を対象とする「第4次障害者基本計画」（2018年3月30日閣議決定）の中では、障害のある成人とは異なる支援を行う必要性があることやインクルーシブ教育システムの推進など、障害のある子供に対する支援の充実について盛り込まれている。

さらに、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が2013（平成25）年6月に成立し、2016（平成28）年4月から施行された。同法に基づく政府の施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（2015（平成27）年2月24日閣議決定）には、障害のある子供には、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨などが盛り込まれている。

関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

2015（平成27）年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図っているところである。

2016（平成28）年6月に成立した「障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされたところである。併せて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義

務付けられた。

2017(平成29)年7月には「児童発達支援ガイドライン」を策定し、関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図ることとした。

また、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、2017年度から、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備している。

3 子供の貧困

社会全体で応援する取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。(第2-2-8図)

主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行う特定非営利活動法人等に対する助成等があげられる。

このうち、支援情報の活用については、支援に関する情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト¹の整備を行っている。2017(平成29)年には、より必要な支援情報を届けられるよう、検索方法等をリニューアルし地方公共団体ごとの支援実施状況(登録施策数)を表示し見える化に対応する等、ユーザビリティを向上させた。

支援を必要とする団体と支援を希望する企業等とのマッチングに関しては、地域において企業、特定非営利活動法人等、市民、地方公共団体等が、その地域の実情を踏まえて子供たちの支援に向けた一歩を踏み出していただけのように、子供の貧困対策に係る情報提供や各主体の交流の場づくりとして、2016(平成28)年度に引き続き、2017年度も全国各地で「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」を開催したほか、学習支援、子供食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったりする、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」や、支援リソースと支援ニーズの双方を掲載

し、相互に検索できるマッチングサイトを通じて、推進している。

「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、2017年度末時点で約9億7,300億円の寄付が寄せられ、2016年秋に第1回支援を行い、2018(平成30)年1月に第2回支援として、公募に申請のあった352団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、2018年度に活動を行う79団体に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関、企業、特定非営利活動法人等との地域ネットワークを形成するための取組を支援している。さらに地方公共団体等からの要望も踏まえ、居場所づくりや相談窓口の設置等子供や家族の支援に直接つながる事業と、関係行政機関(子供の貧困担当部署、教育・福祉部門等)と特定非営利活動法人等の民間団体の連携体制の整備を一体的に実施することを可能とするなど、より効果的な事業となるよう見直しを行った。

調査研究等

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」(2014(平成26)年8月29日閣議決定)においては、子供の貧困対策をさらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討することとされている。

2017(平成29)年度は、内閣府において、子供たちが置かれている貧困の状況及び実際に行われている各種の支援の実態を把握するため、地域における子供の貧困対策の実施状況及び実施体制についてアンケート調査を実

1 <http://www.kodomohinkon.go.jp/>

施し、現状の把握・分析を行った。また、ヒアリングにより、地方公共団体における先進事例を収集するとともに、対象地方公共団体における子供の貧困対策の施策体系や施策の効果等について、分析を行った。

沖縄の子供の貧困対策

深刻な状況にもかかわらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや子供の貧困対策支援員の配置を、モデル的・集中的に実施しており、県内で支援員117人を配置、居場所127か所を開所している。（2017（平成29）年10月1日時点）

第2-2-8図 子供の未来応援国民運動 広報啓発ポスター



資料：内閣府資料